

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 5 月 13 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 14 号

### 寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例(平成 12 年寒川町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に該当する第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,410 円とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寒川町介護保険条例の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。